

京都大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

京都大学教員の任期に関する規程（平成10年達示第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 大学院法学研究科の項中	「 附属法政実務交流センター 法科大学院準備部門	教 授 准教授 講 師	3年	可 ただし、 2回限り	
	附属法政実務交流センター 国際・渉外部門	准教授 講 師	3年	可 ただし、 1回限り	」

を	「 法政理論専攻	講 師	2年 ただし、再 任の場合にあ っては1年	可 ただし、 1回限り		に改め、同表霊長類研究所の項
	附属法政実務交流センター 法科大学院準備部門	教 授 准教授 講 師	3年	可 ただし、 2回限り		
	附属法政実務交流センター 国際・渉外部門	准教授 講 師 助 手	3年	可 ただし、 1回限り	」	

の次に	「 iPS 細胞研究所	全研究部門 ・部門	教 授	10年	可	」	を加え、同表学術情報
			准教授 講 師 助 教	7年	可		

メディアセンターの項中	「 ネットワーク研究部門 経営情報システム研究分野	教授	5年	可	」	を
-------------	------------------------------	----	----	---	---	---

「	ネットワーク研究部門 経営情報システム研究分野	教授	5年	可	」	に改める。
	連携研究部門 情報セキュリティ（情報環境機構連携）分野	教授	4年6月	可		

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、大学院法学研究科の項の改正規定中法政理論専攻及び附属法政実務交流センター国際・渉外部門に係る部分は、同日から施行し、同日以後に雇用（昇任を含む。）される者について適用する。

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 する 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前						改 正 後					
別表第1						<p>附 則</p> <p>この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、大学院法学研究科の項の改正規定中法政理論専攻及び附属法政実務交流センター国際・渉外部門に係る部分は、同日から施行し、同日以後に雇用（昇任を含む。）される者について適用する。</p>					
						別表第1					
部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
大学院 法学研究科						大学院 法学研究科	法政理論専攻	講師	2年 ただし、 再任の場合 にあつては 1年	可 ただし、 1回限り	
	附属法政実務交流センター 法科大学院準備部門	教授 准教授 講師	3年	可 ただし、 2回限り			附属法政実務交流センター 法科大学院準備部門			(同 左)	
	附属法政実務交流センター 国際・渉外部門	准教授 講師	3年	可 ただし、 1回限り			附属法政実務交流センター 国際・渉外部門	准教授 講師 助手	3年	可 ただし、 1回限り	
大学院 医学研究科	全専攻 全附属教育研究施設	准教授 講師 助教	5年	可		大学院 医学研究科			(同 左)		
		(中 略)									
霊長類 研究所	行動神経研究部門 認知学習分野	教授 准教授	5年	可		霊長類 研究所					
	行動神経研究部門 行動発現分野	准教授	5年	可						(同 左)	
	流動部門 多様性保全研究分野	助教	2年 ただし、 再任の場合 にあつては 1年	可							
医学部 附属病 院						iPS細胞研究 所	全研究部門・部門	教授	10年	可	
								准教授	7年	可	
								講師 助教			
医学部 附属病 院		(略)				医学部 附属病 院			(同 左)		

